

第三期森林環境税の成果と課題及び今後の方向性について

I 第三期森林環境税の方向性、成果と課題

○第三期の事業の成果 (H25～29年度) 歳入額合計:855,445千円(H29年度見込み:172,723千円) 歳出額合計:871,636千円(H29年度(12月末時点)見込み:193,628千円)				
項目[小計(千円)]	事業内容	金額(千円)	成果	()の数字は、原則H29年度末までの見込みを含む
○第三期森林環境税の方向性 「県民のみなさんに森林の重要性を理解してもらい、県民みんなが森を守っていく」という森林環境税の創設時からの主旨に沿った、 (1)森林環境保全を進める事業 (2)県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業 を柱として、右の事業を実施していく。	①森林の整備 [386,658]	水源かん養機能等の公益的機能が低い人工林(11～60年生)の保育間伐を支援	236,140	第三期森林環境税による間伐実施計画面積は達成(目標値:6,250haに対し7,393ha)することができた。しかし、県内の民有林人工林の中には依然として保育間伐が必要な森林は存在(約5.7万ha)しており、森林の荒廃を防ぐために引き続き森林の整備を行うことが必要である。 要望のあった被害集落(延べ1,673集落)やわなの新たな狩猟者(390人)にくりわなを配布(12,800個)。これによりニホンジカを捕獲(4,233頭:H28年度末現在)し、森林被害を軽減させることができた。 保護柵を設置(19箇所、延長2,365m)したことにより、ニホンジカの食害から希少野生植物を保護することができ、一部は回復傾向にある。
		CO2吸収効果が高い人工林(11～45年生)の保育間伐を支援 里山林の保全管理や資源を利用する活動を支援	134,960	
	②シカ被害対策 [128,823]	ニホンジカの捕獲を支援	82,738	
		希少野生植物の食害防止対策を支援	46,085	
	③森林環境教育 [72,916]	自然体験活動等に必要な指導者を養成し、各種団体が行う自然体験活動に講師を派遣する取組を支援	5,515	
		高校生を対象にした森林環境の保全に取り組む人材の育成や林業現場で必要とされる資格取得を支援	5,768	
本県の豊かな森林環境に子どもたちが気づき、体験活動を通じて生きる力を育む森林環境学習を実践する小中学校の取組を支援		61,633		
④県民の主体的な活動への支援 [110,814]	幅広い県民を対象に、森林環境税の目的や使途、森林の大切さなどを広報	46,178		
	「こうち山の日(11月11日)」を中心に、県民が主体となって行う森林整備活動等を支援	60,109		
	県民の意見の反映や森林環境保全基金の透明性の確保のために運営委員会を開催	4,527		
⑤木材利用の推進[172,425]	木材の利用が森林環境の保全に繋がることを理解してもらえるように、県産材の利用推進を図るため、公共的施設の木質化等の取組を支援	172,425	公共施設に加え、金融機関や道の駅等をはじめとする身近な施設の木質化等を図ることにより、多くの県民が木に触れ、木の良さを実感してもらう機会を提供することができた。(延べ234箇所)	

II 森林環境税の今後の方向性

○県民のご意見(県民世論調査等抜粋)

- ・間伐補助に上乘せし、間伐促進を継続すべき。
- ・民家周辺を含め、森林整備への対策を行ってほしい。
- ・シカ被害対策の取組は継続してほしい。
- ・県民に知られるような情報発信の仕方をもっと検討すべき。
- ・子どもの頃から自然環境に触れる森林環境教育は重要であり、継続することが大事。
- ・木のおもちゃなど、木の良さに触れ、木を活用する取組を行ってほしい。

課税期間の延長に対する賛否の状況(H28年度調査)

- 賛成意見 = 賛成+どちらかと言えば賛成
- ・県民世論調査 **74.4%** (=46.8%+27.6%)
 - ・企業アンケート **71.1%** (=32.4%+38.7%)

○森林環境を取り巻く状況の変化

- ・成熟した森林の増加により保育間伐の対象森林は年々減少傾向
- ・シカの捕獲数は増えているが、生息区域は拡大
- ・伐期を迎えた森林の増加に伴い、原木増産のための担い手が不足しており、本県でも担い手の育成・確保に向けた新たな取組を開始
- ・国内では記録的な豪雨による山地災害が頻発
- ・国において、森林環境税(仮称)を創設し、長年放置されている森林を市町村が主体となって整備する仕組みを検討中
- ・温室効果ガスの排出削減が世界的な課題

○継続の可否

- ・多くの県民からの賛同をいただいている。
- ・使途としては、森林の整備、木材利用及び森林環境学習への支援に対する意見が多い。
- ・第三期期間中の取組は一定の成果を上げており、引き続き実施していく必要のある重要な施策である。
- ・森林の持つ公益的機能の低下を予防し、豊かな森林を未来に引き継いでいくため、更に幅広い県民の皆様に森林の持つ公益的機能の重要性の理解を深めていただくとともに、木の良さを知っていただく取組を強化する必要がある。

森林環境税を継続することにより、県民一人ひとりが森林(整備)の重要性についての認識を高め、森林環境の保全活動に主体的に参加していただくよう取り組む必要がある。

= 継続することが適当

○第四期(平成30年度から5年間)の使途の方向性(素案)

(1)森林環境保全を進める事業

- ①森林の整備 水源かん養等の公益的機能の維持やCO2吸収源対策のための保育間伐への支援等を継続
- ②シカ被害対策 シカの生息区域が拡大していることから、シカの食害対策を引き続き支援

(2)県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

- ③森林環境教育 これまでの児童生徒などへの森林環境教育に加えて、木育の一環として保護者にも森林の持つ公益的機能の重要性や木材利用が森林環境の保全につながることを理解していただくきっかけとなる取組を支援
【新規】出生・育児という保護者の自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、乳児のいる保護者に木製玩具等を配布する取組を支援
- ④県民の主体的な活動 山の日の活動や森林保全ボランティアへの支援に加えて森林整備の担い手の確保につながる取組の実施や森林環境保全の重要性を理解していただくため、林業・森林環境学習に関するフェアを開催
【拡充】林業大学校において、森林保全ボランティア向けの安全衛生研修に加え、鳥獣被害対策コースの短期課程の研修を実施
【新規】森林環境学習に関するフェアを開催し、広く県民に森林環境保全の重要性を理解し、木材利用や森林への関心を深めていただくための情報発信等を行う取組を実施
- ⑤木材利用の推進 木の良さを実感する機会を創出するため、引き続き公共的施設の木質化を支援

※ 国の森林環境税(仮称)について国で検討が進められており、その状況や関係を踏まえて県の森林環境税の延長に関する県税条例の改正案を平成30年2月県議会定例会に提出予定。